

令和7年度事業報告

I. コンプライアンスの徹底

1. 独占禁止法研修会の開催

- (1) 令和7年（以下、「昨年」という。）5月、卸連合会と医療用医薬品卸公正取引協議会との共催により、「独占禁止法のリスクを理解する」をテーマに、独禁法研修会を開催した。
- (2) 昨年10月から12月にかけて、全国7地区で開催した地区会議に併せ、独占禁止法研修会を開催した。「医療用医薬品の流通と独占禁止法」をテーマに卸連合会顧問弁護士を講師に迎え、会員構成員企業の経営幹部及び営業責任者等を対象に実施した。今年度の講演では、カルテルに対する企業規制の強化及び厳罰化が図られている状況を踏まえ、「団体活動における留意事項」についても説明があった。

2. 薬機法、医療法及び麻向法の一部改正に向けた対応

薬機法、医療法及び麻向法（以下、「薬機法等」という。）の一部改正法が、昨年5月21日に公布され、順次発出された施行通知などについて会員構成員に周知を図った。

なお、薬機法及び医療法の一部改正では、医療用医薬品等の安定供給体制の強化を目的として、厚生労働大臣による供給不安の迅速な把握、報告徴収および協力要請、安定確保医薬品の指定、安定供給確保措置の指示に関する規定が整備された。また、麻向法の一部改正では、医療用麻薬の流通の合理化を目的として、一定条件の下、麻薬卸売業者から隣接都道府県の麻薬卸売業者等への融通や、回収の必要が生じた場合の麻薬の譲渡を可能とする規定が整備された。

II. 流通改善を通じた市場環境の整備

1. 流通改善ガイドラインの実効性向上

- (1) 昨年4月、主に医療用医薬品を取り扱う会員構成員を対象に、流通改善に関するアンケート調査を実施した。本調査により流通改善に関する各項目の進捗状況や課題などの見える化を図った。

- (2) 昨年 6 月の流通改善懇談会（以下、「流改懇」という。）において本アンケート結果を公表し、卸としての流通改善の状況を流通当事者全体へ共有するとともに、従来の商習慣の抜本的な見直しに向けて継続的に検討を行った。
- (3) 別枠品マスターデータベースの対象品目について、厚生労働省（以下、「厚労省」という。）ホームページを適時確認し、データの更新を行った。

2. 流改懇への対応

- (1) 卸連合会が実施した「流通改善についてのアンケート調査」の結果を流改懇に提示した。調査結果では、「単品単価交渉の範囲」、「返品」及び「急配・頻回な配送」については「改善している」との回答が多かった。また、「頻繁な価格交渉」、「長期の契約」、「医薬品の価値や流通コストを考慮した価格交渉」は、「どちらでもない」又は「後退した」との回答が多かった。

流改懇委員からは、当該調査結果に対する意見や提案を得ることができ、また、本調査の継続実施を求める要望もあった。

- (2) 厚労省が実施する「改訂ガイドラインに基づく取引実態の状況及び単品単価交渉の実施状況に係る実態把握」のための調査に協力した。流改懇において、本調査の結果を踏まえ、流通改善ガイドラインの実効性向上に向けた方向性が示された。
- (3) 流通改善に向けて取り組む課題として、「流通改善ガイドラインの改訂」及び「単品単価交渉の更なる促進」を提示し、流通コストの考え方や別枠品の取り扱いなどについて意見を述べた。本年 3 月改訂された流通改善ガイドラインでは、仕切価の設定に関して、「医薬品の安定的な製造販売及び供給に必要なコスト（物価水準などを考慮した人件費や流通コストなど）の実情も考慮しながら設定すること」が明記された。

3. 妥結率等に係る報告書への対応

昨年 6 月開催の流改懇において、「妥結率等に係る報告書記載のための参考資料について」を公表した。本資料は、医療機関及び薬局が地方厚生局に提出する「妥結率等に係る報告書」を作成する際の参考資料として、各現場

で活用できるよう卸連合会が作成した。

Ⅲ. 持続的な安定供給に向けた流通体制の構築

1. 安定供給確保に向けた薬価制度改革

(1) 令和8年度薬価制度改革に向けた対応

- ① 骨太の方針に向けて、卸連合会と薬政連で連携を図り、国会議員や厚労省等に対し、収束の兆しが見えない限定出荷・出荷調整の状況や低薬価品で不採算取引が発生している状況など、データを用いて医薬品卸が厳しい環境に置かれていることを説明し、医薬品の安定供給確保に向けた方向性が盛り込まれるよう取り組んだ。
- ② 昨年6月、骨太の方針2025において、「医薬品の安定供給に向け、取り巻く環境の変化を踏まえた持続可能な流通の仕組みの検討を図る」ことが明記された。

(2) 持続的な安定供給に向けた対応

- ① 昨年7月、9月及び12月に行われた中医協薬価専門部会業界意見陳述において、医薬品の安定供給に支障を及ぼす中間年の薬価改定については、廃止していただきたいと一貫して申し述べた。今後も引き続き、関係団体との連携も図りつつ、廃止に向けて取り組んでいくこととした。
- ② 安定供給のための医薬品卸の先行投資に対する財政支援について、卸連合会と薬政連で連携し、医薬品卸が負担している流通コストにおける物価高騰への対応や医薬品供給確保のための先行投資に対する補助の検討を強く要望し、国会議員、厚労省へ働きかけた。
- ③ 昨年11月、「強い経済」を実現する総合経済対策について」（閣議決定）において、「医薬品卸による安定供給の維持・強靱化への強力な支援を行う。」と明記されるとともに、医薬品卸業者に対する継続的な安定供給のための支援として、令和7年度補正予算63億円が計上された。

(3) 薬価制度の在るべき方向性に向けた対応

昨年7月、9月及び12月に行われた中医協薬価専門部会業界意見陳述において、持続的な医薬品の安定供給のため、流通不採算にならないと

ともに、物価上昇等に伴うコスト増加を適切に価格転嫁できる仕組みの検討を継続的に要請した。最低薬価の引き上げや不採算品再算定要件の変更など、一定の成果が得られた。

(4) フランスの薬価制度に関する調査

- ① フランスの薬価制度及び商習慣に関する情報や分析に関する調査研究を実施した。商取引における制度運用の実態把握のため、フランスで事業を行う医薬品卸 1 社への質問票送付、製薬企業 1 社と医薬品卸 2 社へのヒアリングを行った。
- ② 調査内容は、「フランスの医薬品市場と流通」、「医薬品卸と薬局との取引」、「医薬品卸と製薬企業との取引」、「卸業界」の項目に分類し、フランスにおける医薬品流通の構図、市場構造、医薬品流通の実態、安定供給に関する課題等を整理し、報告書（案）を作成した。

2. 医療法の一部改正を踏まえた、電子データによるモニタリング等への対応
厚労省が実施する「医薬品の流通情報を活用した需給状況のモニタリング検証事業」に対し、検討段階から協力を行った。

3. 大規模災害時の流通体制の整備等

(1) 厚労省、自治体及び関係者等との連携体制

- ① 卸連合会事務局、都道府県卸組合・協会（以下、「卸組合（協会）」という。）及び厚労省の緊急連絡先の更新を行うとともに、卸組合（協会）と自治体との協定締結状況の確認を行った。
- ② 昨年 11 月、卸組合（協会）に対して、「災害対策への取り組み状況に関するアンケート調査」を実施し、取りまとめの上、本年 2 月、成功事例を含めた調査結果を情報共有した。
- ③ 発災直後における卸連合会事務局の体制・役割・機能の再構築に向け、過去の対応事例を整理しつつ、検討を重ねた。

(2) 配送体制等

災害時リスク管理タスクチームにおいて、被災地域への迅速な医薬品供給を維持するために、卸連合会と被災地卸組合（協会）が協働して取り組むべき内容を検討した。発災直後の医薬品配送に関し、卸間の相互

連携により緊急時の流通を支援する「災害時の医薬品の流通対応に係る Case Study」を取りまとめ、卸組合（協会）へ周知した。また、卸組合（協会）の理解を深めるため、昨年9月、当該 Case Study を教材として WEB 説明会を実施した。

(3) 大規模災害時医療活動訓練

毎年実施されている大規模地震時医療活動訓練が、昨年9月に北海道、青森県、岩手県、宮城県を被災地とする日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定して実施された。卸連合会事務局では、事前に関係卸組合（協会）と連携し、訓練の流れや DMAT 作成の訓練概要を共有した。当日は関係する卸組合（協会）の実動把握および関係機関との連絡調整を行い、訓練で得られた課題を踏まえた再設定訓練計画に基づき、本年2月の検証会に参加した。

(4) 災害時情報共有システム化に向けた調査

大規模災害時の情報共有の仕組みについて、市販システムの利用、SNS を活用した情報共有システムの構築、行政システム「SOBO-WEB」の活用可能性、並びに卸連合会ホームページ上での掲示板システム構築案などを対象に調査・検討を行った。これら検討の結果として、卸連合会ホームページ上での掲示板システムの構築を念頭に試行的な検証・検討を行うこととした。

(5) 新型インフルエンザ等対策業務計画の改訂

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁から指定公共機関に対して「新型インフルエンザ等対策業務計画」の更新が要請されていることから、平成26年に策定された当連合会の現行計画について、同庁から提示された留意事項を踏まえ、改訂（案）を作成した。

IV. 医薬流通産業の形成とデジタルの活用

1. 医薬流通産業の形成とその発信

- (1) 内閣府防災担当部署との意見交換を行うなど、知見蓄積に努めた。
- (2) 卸連合会トピックの発信に加え、SNS 推進企画(会社リレー)について、昨年10月より順次投稿を開始するなど、SNS 発信の推進に取り組んだ。その結果、本年3月末現在、総フォロワー数は1,336名に達した。

2. 医薬流通産業の DX 推進

(1) 業務の電子化に向けた帳票類の標準化

- ① 請求書については、帳票標準化小委員会（請求チーム）から構成員各社に対し、昨年 4 月に標準書式請求書を周知した。また、6 月には会員構成員企業向けの説明会を実施した。標準書式請求書の電子化による業務の効率化に向け、請求業務のペーパーレス化を実現するためのソリューションの実現可能性の検討を進めた。
- ② 納品伝票については、帳票標準化小委員会（納品チーム）において、災害時の医薬品配送に際し、より効果的な配送の相互支援を可能となるために必要な帳票の検討を行い、成果物として納品伝票のサンプルを作成した。

(2) EDI 化の推進

電子データ交換システム（PEDIAS）については、外部運用組織と連携しつつ、取り組みを進めた。本年 3 月末時点で、PEDIAS の得意先登録数は 31 社となった。

(3) JD-NET 新フォーマット移行への対応

新旧フォーマットの並行運用期間は 2027 年に終了する予定である。JD-NET 新フォーマット説明会以降、業務関連の問い合わせに対しては、製薬協と連携して回答案を作成するなど、新フォーマットへの移行対応を進めた。

(4) 中抜け返品事例データベースの構築

- ① 中抜け返品データベースについては、品質や安全性を毀損した返品商品が国民に届くことを防止する観点から、返品点検業務の精度向上を目的としてデータを蓄積し、必要な情報を共有することとした。
- ② 本データベース構築に向け、市販のソフトウェアをカスタマイズした試行版を作成した上で、昨年 8 月から 9 月までの 2 か月間、薬制委員会委員の所属会社 6 社の協力を得て試行運用を実施した。
- ③ 本データベースの運用開始に向け、独占禁止法上の観点から公正取引委員会に対し情報共有の在り方について相談を行った。その結

果、相談内容については直ちに問題となるものではない旨の回答を受けた。厚労省や医療関係団体、製薬団体に説明を行い、本年4月から運用を開始するよう準備を進めた。

- ④ 会員構成員各社に対しては、運用上、独占禁止法などに抵触するおそれのある行為もあることから、十分留意するよう周知徹底することとした。

3. 医薬流通における ESG への取組み

卸連合会におけるサステナビリティ推進の基本的な考え方と方向性を示すものとして、「サステナビリティの推進に向けて」を取りまとめ、公表した。あわせて、会員構成員企業の CO₂排出量データや排出量削減に向けた取組事例を公表するとともに、ESG 事例集の更新を行った。

V. セルフメディケーションの推進

1. セルフメディケーション領域に関わる市場の活性化

厚労省等行政機関や医薬品関係団体との連携のもと、セルフメディケーション税制の活用拡大やスイッチ OTC の推進に向け取り組むとともに、厚労省「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」や関係団体間の情報交換会に参加し、セルフメディケーション税制見直しや OTC 医薬品の商品マスタ登録拡充の必要性を訴えた。

2. OTC 医薬品卸における DX の推進

OTC 医薬品流通における DX 推進に向け、有識者検討会および新設の「OTC 医薬品データ利活用研究会」に参加し、OTC 医薬品の網羅的データベース構築の必要性を主張した。卸連合会の主張にも沿い、JSM-DBC を主体としたデータ構築・データ連携の必要性について、行政はじめ関係者間の理解が深まった。

3. セルフメディケーション推進ビジョンの実践

『セルフメディケーション推進ビジョン』を踏まえ、DX 推進による効率的かつ最適な流通の実現に向けて、課題整理や具体的な取り組みの検討を進め

るとともに、卸連合会主催の座談会（月刊卸薬業掲載）や業界誌主催の座談会（同誌掲載）も開催し、本ビジョンや各社の取組みなどを広く周知・広報に努めた。

VI. 広報及び教育研修等

1. 広報活動

(1) 医薬品卸の存在意義の広報

医薬品卸の存在意義をアピールすることを目的として作成した「医療を支える医薬品卸」と題したパンフレットの活用状況について、卸組合（協会）と会員構成員企業 66 社を対象にアンケート調査を実施した。調査の結果、活用状況については、「既に活用した」、「今後活用を予定している」と回答した割合が約 8 割に達した。主な活用方法としては、社内研修、各地区の医師会・薬剤師会での配布、所在する自治体（薬務主管課）への案内、リクルート活動での配布などが上位を占めた。

また、社内研修やリクルート活動で当該パンフレットを活用する会員構成員企業に対しては有償での提供を開始した。卸組合（協会）での活用分と合わせ、1300 部を超えるパンフレットを送付した。

(2) ホームページの充実

① ホームページに掲載している「WE MOVE.」や「医療を支える医薬品卸」のパンフレットについて、新たに AI 音声による概要説明を導入するなど、ホームページの充実を図った。

② 令和 6 年 4 月のホームページリニューアル後、2 年目の令和 7 年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）のアクセス数はリニューアル以前よりも月平均で約 2 倍に増加した。

(3) 記者会見の実施

記者会見は、理事会終了後に 6 回実施した。会長からは、理事会において審議された流通改善や安定供給確保に向けた卸連合会としての取組みなどに関する考えが示された。また、関係委員会担当理事からは、卸連合会として公表する調査報告書などについて説明が行われた。

記者会見の様子については、SNS にも適時投稿された。

(4) 「医薬卸連ガイド」2025 年度版の発行

現行の「医薬卸連ガイド」について、形式化・硬直化していた記事などを、最新の内容に置き換えるなどの見直しを行った上で、昨年10月に「医薬卸連ガイド2025年度版」を発行した。

(5) 『月刊卸薬業』の充実

巻頭企画については、読者のニーズを踏まえ、近年深刻化している日本の人材不足を背景としたこれからの人材戦略をテーマとした記事を掲載した。また、新たな企画として「OTC卸座談会」などの企画記事を掲載した。

2. 教育研修

(1) 昨年7月、大阪ガーデンパレスにおいて、「ヒルトップ・セミナー2025」を実施した。「日本の医療と医薬流通産業の新たな役割」をテーマとし、厚労省医薬産業振興・医療情報審議官の基調講演の他、講師3名を迎えて実施した。

(2) 昨年11月、有楽町朝日ホールにおいて、「日本医薬品卸売業連合会セミナー」を実施した。「持続的な医薬品の安定供給に向けて」をテーマとし、厚労省医薬産業振興・医療情報企画課長による講演の他、日本薬剤師会会長、日本医師会副会長を演者として実施した。会場では演者と参加者の間で積極的な質疑応答が行われるなど、参加型のセミナーとなった。

3. 国際交流

本年10月13日～15日メキシコシティで開催されるIFPW総会への参加に向け、昨年12月企画競争を実施した。その際、企画競争に参加した3社によるプレゼンテーションを行い、価格のみならず、提案内容を評価した上で業者を選定した。今後は、本年4月に開催予定のIFPW理事会の決定などを踏まえ、準備を進めていくこととした。